

令和8（2026）年度第1回大田原市立小中学校教科用図書選定委員会 会議録

会議名称 令和8（2026）年度第1回大田原市立小中学校教科用図書選定委員会

日 時 令和8（2026）年5月18日（月）午後13時30分開会 午後14時10分閉会

会 場 大田原市役所 102 会議室

出席者

●選定委員

●事務局

氏 名	役 職	氏 名	役 職
篠山 充	教育委員会教育長	伊藤 甲文	教育部長
小林 朋子	教育委員会教育委員	萩原 孝夫	学校教育課長
菊地 孝行	区長連絡協議会副会長	植竹 勉	学校教育課学校教育係長
高松 一洋	小学校保護者代表	藤田 知史	学校教育課指導主事
大竹 正男	中学校保護者代表	内海 知恵	学校教育課指導主事

欠席：益子 一敏（自治公民館連絡協議会副会長）、郡司 祥久（大田原市小中学校長会長）

事務局：定刻になりましたので、ただ今から、令和8（2026）年度第1回大田原市立小中学校教科用図書選定委員会を開会いたします。

事務局：はじめに、選定委員会運営要綱第4条第2項によりますと、「会長は、教育長の職にある者をもって充て」とあります。よって、教育長が会長となります。それでは、篠山会長より御挨拶を申し上げます。

会 長：皆さん、改めまして、こんにちは。大田原市教育長の篠山でございます。本日は、大変お忙しい中、本市の小中学校教科用図書選定委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様方には、日頃から本市教育の振興のために多大なる御尽力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、本委員会は、教育委員会の諮問を受け、小中学校で子どもたちが使用する教科用図書、いわゆる教科書の選定について、調査研究を行い、その結果を教育委員会に答申するという重要な役割を担っております。教科書は、各学校の授業における主たる教材であり、子供たちの学びを支える基盤でございます。選定にあたりましては、本市の子供たちにとって最もふさわしい教科書が採択できますよう、協議を進めてまいりたいと思っております。

通常学級で使用する教科書につきましては、原則4年間、同一の教科書を使用することとされています。小学校では令和5年度に、中学校では令和6年度に採択した教科書をそれぞれ使用しておりますので、今年度の採択はございません。一方、特別支援学級で使用する教科書につきましては、毎年、採択を行うこととされております。従いまして、今年度の採択につきましては、特別支援学級で使用する教科用の採択のみ行います。

特別支援学級には、多様な特性を持つ児童・生徒が在籍しております。一人一人のニーズに合致し、その可能性を最大限に引き出せるよう、検定教科書だけでなく、いわゆる「一般図書」からも柔軟に選定することが可能です。一つにしぼるのではなく、指導に有効であると

判断されるものについては、すべて選定していただくことになります。

委員の皆様には、本日と7月16日の2回にわたってお集まりをいただき、御意見を頂戴することになります。本市の子供たちにふさわしい教科書採択ができますよう、慎重な御審議を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。続きまして、本日の出席者を御紹介いたします。私の方から紹介をさせていただきます。本日お配りした資料の1ページに選定委員会の名簿がございますので、名簿の順に御紹介いたします。

大田原市教育委員会 篠山 充 教育長です。

（はい。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。）

大田原市教育委員会教育委員 小林 朋子 様です。

（はい。どうぞよろしくお願いいたします。）

大田原市区長連絡協議会副会長 菊地 孝行 様です。

（はい。よろしくお願いいたします。）

大田原市自治公民館連絡協議会副会長 益子 一敏 様は本日欠席です。

（はい。よろしくお願いいたします。）

大田原市小中学校長会長 郡司 祥久 様 も本日欠席となっております。

小学校保護者代表 大田原市立奥沢小学校PTA会長 高松 一洋 様です。

（はい。よろしくお願いいたします。）

中学校保護者代表 大田原市立湯津上中学校PTA会長 大竹 正男 様です。

（はい。よろしくお願いいたします。）

続いて事務局の職員を御紹介いたします。

教育部長の伊藤です。

（よろしくお願いいたします。）

学校教育課学校教育係長の植竹です。

（はい、植竹です。よろしくお願いいたします。）

学校教育課指導主事の藤田です。

（はい。よろしくお願いいたします。）

学校教育課指導主事の内海です。

（はい。よろしくお願いいたします。）

最後に私、学校教育課長の萩原と申します。よろしくお願いいたします。

事務局：では、要項4副会長の指名に移りたいと思います。ここで、令和8年度の副会長の指名に入ります。副会長は、選定委員会運営要綱第4条第2項により、「会長が委員の中から指名する。」とございますので、会長より副会長の指名をお願いします。

会 長：はい、それでは私の方から副会長の指名をさせていただきたいと思います。大田原市教育委員の小林朋子様をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

委 員：よろしくお願いいたします。

事務局：よろしくお願いいたします。それでは、要項5の確認事項及び6の協議事項に入りますが、

選定委員会運営要綱第6条第1項により、「会長が会議の議長となる。」とございますので、ここからの議長を会長にお願いいたします。篠山教育長、お願いいたします。

会 長：はい、それでは、私の方で進めさせていただきます。はじめに（１）の大田原市立小中学校教科用図書選定委員会運営要綱について事務局より説明をお願いします。

事務局：はい、よろしくお願いいたします。資料２ページをご覧ください。「資料１」の大田原市立教科用図書選定委員会運営要綱にしたがいまして、何点か確認させていただきます。第１条で「大田原市立小中学校において使用する教科用図書の公正かつ適正な採択に資するため」と、選定委員会設置の目的が述べられています。第２条では「当選定委員会は、教育委員会の諮問を受けて、教科用図書の選定について調査及び検討を行い、その結果を答申する」と、何をするのかということが述べられています。第３条では、選定委員会の組織について述べられており、今回、皆様へ委嘱をさせていただきました。第５条では、委員の任期について、「採択事務の完了の日までとする」とあります。採択の事務が完了した日というのは、第２回選定委員会終了後、後日開催される教育委員会での採択までということになります。第７条では、会議の公開・非公開について述べられ、第２項では「前項の規定にかかわらず、選定委員会の議決及び、第９条第３項に規定する大田原市立小中学校教科用図書調査委員会の結果報告に関する部分は、非公開とする」と述べられています。当規定により本日の第１回は、すべて公開となりますが、第２回の選定委員会では、議決や、調査報告については非公開となります。次のページをご覧ください。第８条では、「会議の議事録及び次条第３項の結果報告に係る資料について会議の終了後遅滞なく公表する」と議事録の公開について述べられています。第９条では、選定の資料とする調査研究資料を作成するための大田原市立小中学校教科用図書調査委員会について規定されています。第２項では、「調査員は会長が任命する」ということ、第４項では、「調査委員会の会議及びその氏名は非公開とする」ということが規定されています。第１０条では、「調査員の守秘義務」について規定されています。大田原市立小中学校教科用図書選定委員会運営要綱については、以上となります。

会 長：はい、それでは事務局の説明がございましたが、何か質問ございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それではないようですので、次に進みたいと思います。それでは、確認事項の（２）「令和９年度使用教科用図書選定について」から（６）「令和９年度使用教科用図書採択希望調査の実施について」まで、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局：では、（２）の令和９年度使用教科用図書の選定について確認いたします。５ページ「資料２」をご覧ください。こちらは、選定に関しての基本方針等について述べられているものになります。まず、１採択の基本方針の（１）採択の基本ですが、（ア）から（エ）の事項を基本として調査研究し、学習指導要領にのっとり、大田原市の児童生徒に最も適応する教科用図書を選定する、ということを基本方針としております。（２）選定・採択の権限については、選定委員会において、各教科ごとに１種選定とあります。また、特別支援学級用図書については適切なものを全て選定となります。採択については教育委員会が行うということになっております。次に、２選定の方法の（２）本年度選定・採択する令和９年度使用教科用図書についてですが、今回は、小・中学校特別支援学級用教科用図書の選定となります。次のページ

をご覧ください。3調査員の組織及び運営の（１）調査員を置く部会及び選出人数は表のとおりです。また、（２）にありますように、栃木県教科用図書選定審議会の調査員を引き続き調査員として委嘱いたします。また、（３）にありますように、調査員会には、種目ごとに十分調査・協議し、調査研究資料を作成したうえで、その結果を委員会に報告していただくことになっています。最後に、4採択希望調査の実施についてですが、市内小中学校の先生方には、後ほど確認いたします教科書展示会に行っていただいたうえで、希望調査を実施いたします。（２）令和９年度使用教科用図書の選定については以上です。

事務局：続いて、7ページ「資料3」をご覧ください。令和８年度教科用図書選定・採択関係事務日程について、確認させていただきます。本日５月18日が第1回選定委員会でございます。調査員会については、2回実施することといたします。調査員会の日程は非公開です。御覧になり、確認するだけにとどめていただければと思います。また、6月3日～7月7日の期間に開催されます教科書展示会には、委員の皆様にはぜひ足を運んでいただきますようお願いいたします。後ほど詳しくご説明いたします。7月16日の第2回選定委員会で選定し、7月22日の市教育委員会にて採択するということになります。令和８年度教科用図書選定・採択事務日程については以上です。

事務局：続いて、8ページ「資料4」をご覧ください。令和８年度使用教科用図書採択一覧表についてです。これは、市内小中学校で現在使用されております教科書です。上が小学校、下が中学校で使用されている教科書一覧となっております。9ページ及び10ページは、本年度の小学校特別支援学級用教科用図書採択一覧表となっております。表の上の方の欄で星印（☆）がついているもの、そちらは文部科学省著作の教科書となります。その下の欄は一般図書となっております。11ページ及び12ページは、中学校特別支援学級用教科用図書採択一覧表です。令和８年度使用教科用図書採択一覧表については以上です。

事務局：続いて、令和９年度使用教科用図書調査研究資料について説明します。本日は、資料がございません。調査研究資料については、県の資料に準じて作成いたします。県ではまだ調査研究中で、その様式がまだ外に出ていない段階ですので、第2回の選定委員会で説明させていただきます。令和９年度使用教科用図書調査研究資料については以上です。

事務局：続いて、13ページ「資料5」をご覧ください。令和９年度使用教科用図書採択希望調査の実施について確認いたします。記載の方法及び期日で調査いたします。14、15ページは、小学校・中学校の特別支援学級用図書の希望調査の様式です。市内には、特別支援学級を設置している学校が分校も含めて小学校に17校、中学校に9校の計26校ございます。設置している学校に希望を調査いたします。令和９年度使用教科用図書採択希望調査の実施については以上です。

会 長：はい、それでは（２）～（６）につきまして、事務局から説明がございました。この件に関しまして何か質問等がございましたらお願いいたします。

委 員：ありません。

会 長：よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。それでは、続いて（７）その他につ

いて、事務局お願いいたします。

事務局：（７）その他 にある３つの項目について、一括で御説明させていただきます。

まず、16 ページ「資料６」をご覧ください。令和８年度教科書展示会の開催について確認いたします。教科書展示につきましては、次の 17 ページにありますとおり、事前展示と法定展示がございます。法定展示は国の指示により 14 日間の期間を取ることになっております。事前展示については採択地区ごとに任されているところですが、こちらの実施いたします。なお、教科書センターは、栃木県那須庁舎 2 階にございます。令和８年度教科書展示会開催については以上です。

続きまして、19 ページ「資料７」についてご説明いたします。20 ページから文部科学省初等中等教育局長より出されている、「教科書採択における公正確保の徹底等について」の通知がございます。

21 ページをご覧ください。「１教科書採択の公正確保の徹底について」では、（２）教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について、（ア）選定することが不適当といえる者について、５行目後半から「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」は委員となることができないとされている」とあります。また、そのあとにも「教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても同様に、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」を選任することは不適当であることとあります。そのあとの○印のところですが、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」に該当しないものであっても、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選任することは不適当であること」とあります。この点について、本市においては、調査員の皆様すべてに確認をしております。ほか、23 ページ（４）教科書見本の取扱いについて 25 ページ（５）過大な宣伝活動等への対処について 27 ページ（６）教科書発行者との関係において留意すべき事項について 29 ページ（７）文部科学省への情報提供について などが示されています。29 ページの 2. 教科書採択方法の改善については、（１）採択権者の判断と責任についてや、31 ページ（３）教科書の調査研究の充実等についてが示されています。とくに、31 ページ（３）の（イ）静ひつな調査研究の環境の確保について、２行目、「静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること」とあります。本市において行われる２回の調査委員会においては、会の開催自体を校内においても公表することなく、調査研究に集中できる環境を整えてまいります。33 ページをご覧ください。こちらは文部科学省から各教科書発行者へ出された通知です。公正確保の徹底を求める内容となっています。続きまして、40 ページの資料８をご覧ください。こちらは文部科学省初等中等教育局教科書課長名で出されている「令和９年度使用教科書の採択事務処理について」の通知でございます。こちらの内容に準じて粛々と採択事務を進めてまいります。これら採択に関する留意事項につきましては、調査員会の折にも調査員への確認を行うことにいたします。以上です。

会 長：はい、それでは６の協議事項に移りたいと思います。（１）令和８年度大田原市立小中学校教科用図書選定委員会調査員について、事務局、お願いします。

事務局：別紙で配付しました、右上に「取扱注意」と書かれてある資料をご覧ください。令和８年度大田原市立小中学校教科用図書選定委員会調査員について、こちらにお名前のある方々を推薦いたします。調査員として任命してよろしいかどうか、お諮りいたします。なお、委員名

については非公となります。御意見をいただく場合には、お名前や学校名は伏せたうえで、御意見をいただけますようお願いいたします。

会 長：はいそれでは、ただ今調査員の推薦の方が事務局から提案されました。4名、調査員として推薦がありましたが、この4名についていかがでしょうか。1の(1)の調査員の任命の件についていかがでしょうか。

委 員：意義ありません。

会 長：大丈夫ですか。それでは、こちらの4名の調査員にお願いしたいと思います。資料の案の字をお取りいただければと思います。

会 長：続きまして、(2)第2回選定委員会について事務局の説明をお願いします。

事務局：51ページをご覧ください。令和8年度大2回大田原市立小中学校教科用図書選定委員会について、御説明いたします。まず、1の選定の方法、日程についての(1)選定の方法ですが、特別支援教育小学校と特別支援教育中学校のそれぞれの調査員代表者から報告のあと、報告内容について質疑を行います。その後、協議、議決を行います。(2)選定の日程については、9時30分開始、10時30分終了予定となっております。詳細については、当日、御説明いたします。3 その他 の各校への希望調査の結果の取扱いについてですが、こちらにつきましては、その結果に拘束されるものではなく、あくまでも参考にするものと捉えていただきたいと思います。以上、お諮りいたします。

会 長：それでは、選定における調査員の報告、協議、議決の方法について、何かご質問、御意見等ありましたらお願いしたいと思います。

委 員：異議ありません。

会 長：それでは、説明通りということによりお願いしたいと思います。なお、調査員の報告の内容は選定の際、参考となるわけですが、最優先されるものではないことを再度確認させていただきたいと思います。あくまでも選定委員会で議決することになります。

会 長：それでは続きまして、(3)の情報公開について、事務局より説明をお願いします。

事務局：52ページ資料10の傍聴要領をご覧ください。少し時間を取らせていただきますので、まずはお読みいただきたいと思います。

ありがとうございます。要綱で確認いたしましたが、第2回の委員会については、報告・議決の部分は非公開となり、委員の皆様の協議は公開になります。

続いて、53ページの開示要領をご覧ください。これについても、まずはお読みいただきたいと思います。

ありがとうございます。開示請求する場合、大田原市情報公開条例に基づき請求することになります。開示できるものについては(2)に記載されているとおりでございます。

また、開示にあたっては、事前に事務局で十分に確認し、個人の情報や非開示とする部分は削除することになります。以上です。

会 長：はい、それでは情報公開について、事務局の説明がございました。何か御質問や御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

委 員：ありません。

会 長：よろしいでしょうか。全員異議なしと認め、原案通りといたします。
続きまして、（４）その他ということですが、事務局から何かありましたらお願いしたいと思います。

事務局：先ほど皆様に御確認いただきました、右上に「取扱注意」と書かれた「令和８年度大田原市教科用図書選定委員会調査員」の資料になりますが、調査員の氏名は非公開となっていることから回収をさせていただきたいと思います。お帰りになる際、こちら資料は、そのまま机上に置いていていただければと思います。よろしくお願いいたします。

会 長：はい、それでは全体を通して、委員の皆様方から御質問あるいは御意見等ありましたらお願いしたいと思います。

委 員：ありません。

会 長：よろしいでしょうか。それでは、ないようでございますので、以上で協議を終了いたします。
ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

事務局：御協議いただきまして、ありがとうございました。では最後、要項７になりますが、事務局から特に連絡等ありますか。

事務局：ありません。

事務局：では、以上で令和８年度第１回大田原市立小中学校教科用図書選定委員会を閉会いたします。
御協力ありがとうございました。